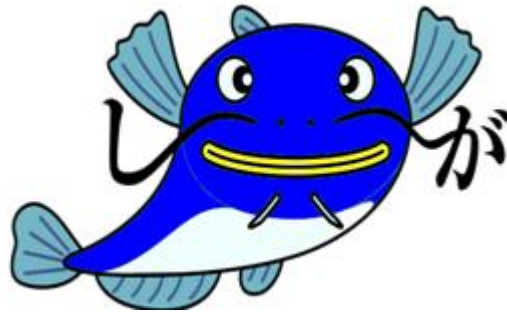


# 公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(ホームページ委員会運営規程)



平成 23 年 4 月 1 日施行  
平成 29 年 12 月改定  
令和 3 年 4 月 1 日改定

# ホームページ委員会運営規程

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 29 年 12 月改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

(総則)

**第1条** この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会が管轄するホームページの運営方法について定めたものである。

(名称)

**第2条** ホームページの運営を適切に行うため、「ホームページ委員会」(以下委員会)を設置する。

(所掌事務)

**第3条** 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) サーバーの管理に関すること。
- (2) 各種画面の作成、構成、変更等に関すること。
- (3) 各種会議・学会・講演会・研修会・行事等案内の掲載に関すること。
- (4) 各種会議・学会・講演会・研修会・行事等案内のメール配信に関すること。
- (5) 新着情報の掲載に関すること。
- (6) 各部局からの案内の掲載に関すること。
- (7) 求人情報の掲載に関すること。
- (8) 「滋臨技だより」の掲載に関すること。
- (9) 各種リンク・バナーに関すること。
- (10) 学術部門等 HP 開設に関すること。
- (11) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(構成)

**第4条** 委員会は委員長、委員及び担当理事(事務部、学術部、広報部)をもって構成し、任期を2年とする。

(会議)

**第5条** 委員会は年1回以上の会議を開催し、議事録を理事会に提出する。委員会での決議、要望事項等は理事会で承認を得て決定とする。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は広報部担当理事が処理することとする。

(その他)

**第7条** 委員会の会計は広報部担当理事が処理し、理事会に報告する。

2. 委員はインターネット使用料として、技師会の定める補助金を請求することができる。
3. ホームページ掲載に関する内規は別に定める。
4. 学術部門ホームページに関する内規は別に定める。

(改廃)

**第8条** この規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

## 附 則

1. この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程は理事会の承認を受け平成 29 年 12 月改定する。
3. この規程は理事会の承認を受け令和 3 年 4 月 1 日改定する。